

農業委員会だより うえだ

題字：農業委員会長

平成 22 年度号
第 5 号

平成 22 年 12 月 16 日

発行人／上田市農業委員会
会長 佐藤 邦夫
編集／農業委員会だより
編集委員会



「遊休農地解消の取り組み」 幸村の里からいざ出陣

長野県農業委員会農地パトロール式が九月二十四日突き刺さるような暑さの中、上田市殿城地区岩清水の稲倉棚田で開催された。この出発式は、昨年十二月に施行された改正農地法により、農業委員会が農地の遊休化の有無など利用状況を毎年確認することが義務化されたことを受け、県内におけるパトロール活動を強化するため県全体の出発式として今年初めて開いた。出発式には、上田市・東御市・長和町・青木村の農業委員や上小・佐久農業委員会協議会・県関係者ら約百名が参加。県農業会議会長・上田市農林部長・JA組合長・上田市農業委員会会長のあいさつ、長野県農業委員会農地パトロール取り組み方針の基本的事項・重点取り組み事項・宣言等の確認を行い、その後全員で神科地区にある遊休地のパトロール、整備された玄蕃山公園から上田市の混在化した神科台地について視察を行った。昭和四十年頃神科小学校の周りは全て水田地帯であったが、スプロール化の激しい神科台地となっている現状を確認し、その日のパトロールを終了した。

農業委員 柴崎 義和

御挨拶

農地を守ろう



上田市 農業委員会 会長
佐藤 邦夫

■農業課題は山積

来る年も来る年も、安定した経営が出来るように、そして将来性のある産業に位置づいてほしいと期待をし、農家の人は、農業を営んで来ましたが相も変わらず農業を取り巻く課題は、山積と言った所です。

特に今年は、不順な天候に見舞われ右往左往の年でした。災害も発生し、また米や果実の品質低下で農産物に何時にない大きな打撃を受けました。一時高値で推移した野菜等も、作柄が不順で品薄の状況が、高騰の要因と言われています。

自然を相手の農業の難しさを、深刻に感じた年でした。

それでも農業を営む多くの人達は、苦い体験の中にも来年に期待をして、心を新たに行動しておられる事だろうと思います。

チヨットの事ではくじけない、農家魂が農業を支えていると言えます。

■農地法が改正

さて御存知のように食料の自給率向上等を目指して、農地法が昨年暮れに改正されました。農業を守ろうと、その具体策が盛り込まれたのです。

ごく当たり前の話ですが、農地は、農作物を育てる場所ですから農家の人は、農作業に精を出し、農産物の生産に邁進してきました。

またかつては、多くの集落は農業を営む地域でしたので、僅かな農地も皆で大切に、全ての農地は、管理の行き届いた田畑でした。

農地は、収穫が終わると耕され、春に植え付け、夏には、作物の手入れ等の管理をし、秋に収穫をすると言いつ、一連の作業に、汗を流して来たものです。農村の秋は、喜色に満ち地域全体が明るさを滲ませていたものでした。その農村地域の今はどうでしょうか。とても大きく姿を変えたと言っても、過言ではありません。

■農業と兼業化

その現象の一つに、多くの農家が様々な理由で、農業から手を引きました。勿論それは農家の事情だけではありません。皆さんも御承知の様に、日本の工業化の進展と深いかかわりがあります。

特徴的なものの二つは農業の機械化による、省力化が挙げられると思います。本来この地の農業は、小規模経営で

したので、機械化は、農作業を楽にし、効率化が進みました。更に省力化は、農業のかたわら他の産業に勤務をする事が可能となったのです。家族総懸かりの農業から脱却でしたが、時が過ぎ、企業の仕事が多忙となってくると、農作業が負担に感じたり、また農業収入からの生計は、農外収入が主流になった事などで、農業の魅力が薄れ段々と、農業離れが起きてきた様に思います。

その結果、他の人に土地を貸与する動きが出てきました。

勿論現在は、国策として専業農家に農地集約を進める施策を取っていますので、この方向は、更に進みます。

■農地転用の現状

また違った面を考えますと、多くの農地は、工場や宅地等の用地として提供され、農村が大きく姿を変えていきました。農地の提供は、都市化の発展に大きく関わってきた事は、御承知の通りですが、この事は、また農地を資産運用すると言つ考え方を生み、現在もその流れは、続いております。

その農地転用の速度は、以前より鈍ってきましたが、長野県の平成二十一年度の農地法四五条関連だけの農地転用面積は、二百七十七ヘクタール、月平均では、二十一五ヘクタールが宅地等に転用されました。

■どう農業を守る

さて、この様な農業の流れの中で、今後どの様に農業を守って行くかと言う問題があります。抽象的ながら農業に魅力を感じる様な国等の施策が必要である事は言うまでもありません。政府も様々な施策を進め、農業を育て守ろうとしていますので、それらに期待をしたいと思えます。

併せて私達農業者は、どの様に考え農業と向き合うべきでしょうか。

先にも書いた様に農地は、農業を営む事が目的のものです。他に転用したり、荒廃地化したら、再び農地に戻す事は困難になります。この事を農地の所有者は、肝に銘ずるべきでしょう。

■農業は生涯現役の場

さて長野県民の長寿の事、御存知でしょう。なぜ長寿県なのかの理由は幾つもありますが、その大きな一つは、農業県である事だと言われています。農業は、正に生涯現役を貫くに相応しいものなのです。大空のもと汗を流し農作物を育てる、その事は、人の健康に最適である事は、どなたも納得のいく事だろうと思えます。

その事を実現する農地は、また人の命を育む食料を生産していく大切な場所でもあります。

この事は、農業を営む人達は勿論、国民全体がここに目を向け、農業を守っていく方向に努力したいものです。

市長に平成二十二年度 建議書を提出

農業委員会では十一月二日、農業・農村発展のため市長に建議を行いました。

建議事項要旨

- 一 多様な担い手の確保育成について
 - ・大規模農家、集落営農組織への財政支援策のPRと認定農業者への支援策
 - ・小規模農家への市独自の特色ある支援策と地域奨励作物支援事業の実施
 - ・新規就農者への補助事業体制整備と環境整備の検討
- 二 地産地消の推進、食農教育の充実について
 - ・農産物直売所の維持のため生産者と消費者グループとのネットワーク構築の検討
 - ・安全な地元農畜産物の学校給食への取り入れ体制整備と供給体制への支援策の拡充
 - ・地元農産物加工品開発と加工施設設置についての多角的な検討
- 三 有害鳥獣駆除対策について
 - ・猟友会への補助金の増額強化と会員の増加対策
 - ・狩猟免許所持者の下で行うわな猟補助の駆除体制の充実
 - ・有害鳥獣防止施設のための調査研

究の検討

電気柵等有害鳥獣被害防止施設への補助金制度周知と拡充
野鼠駆除用試験区設置、検証のための予算措置

四 中山間地域の活性化について

殿城地区中山間整備事業の着手推進
陣場地区のワイナリー誘致実現に向けての働きかけ早期実行
遊休荒廃農地の解消対策について

五

水田利活用自給力向上事業の積極的な制度周知
未整備農地について営農の妨げとなる原因解消の支援措置の拡充
遊休荒廃地の解消や防止のために地域との情報交換と課題解決に向けた協働

六

農業振興施策について
地域実態を把握し実情に即した農業振興地域整備計画の見直し
上田市農業支援センターの機能充実と活性化委員会同組合への支援策

施設園芸農家に対する財政支援策
果樹栽培についての助成措置
営平の農地造成への継続的取り組み
営平集荷場施設の更新について関係機関連携と財政支援

キノコ農家に対する価格安定制度
掛け金・種菌・パテント料の継続支援
水田利活用自給力向上事業における集団転作による団地加算に対する地域裁量に基づく加算措置
直売所の通年営業のためのハウス建設費上乘せ補助の財政支援策
水確保に苦慮している地域や混住

化による農業用水路維持管理の現状把握と支援策
地域農業の持続的な発展に向け農業関係団体との連携強化

七 災害対策について

集中豪雨の被害について早急の復旧対策と予防対策

八 国・県への要望

輸入国における農業農村の維持発展が可能となる公正公平な貿易ルールの確立
重要品目数の十分な確保とともに関税削減と国内支持の柔軟性の確保
EPAの基本方針策定について農業農村振興を損なわない基本計画の方針堅持、TPP交渉への不参加
鳥獣被害対策に係る十分な財源の確保

鳥獣の広域捕獲体制の拡充強化と効果が実感できる対策
増加する鳥獣被害に対し国の調査研究と地域の支援の拡充
中山間地域等直接支払制度、農地・水・環境保全向上対策の拡充・強化と法制化の検討



農業者年金

老後の安心のために加入しましょう!!

国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人はだれでも加入できます。

- 積立年金です。
- 税制上の優遇が受けられます。
- 農業の担い手には保険料の国庫補助(政策支援)があります。

農業に役立つ情報誌

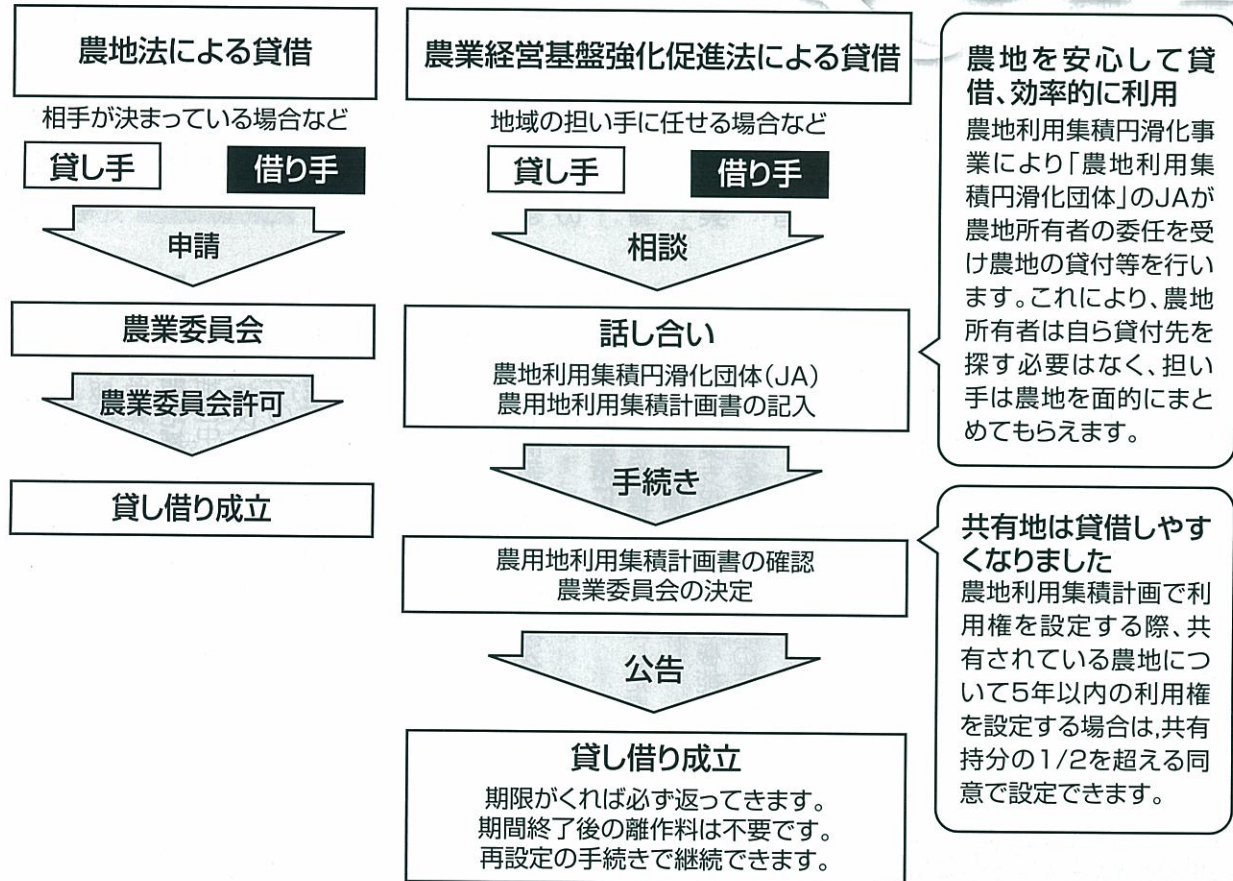
全国農業新聞

発行日:毎週金曜日

購読料月額600円

お申し込みは、地区の農業委員・農業委員会事務局23-5466又は
丸子42-1037 真田72-4330 武石85-2828の各地域事務所へ

農地を貸し借りするには?



農地の貸借・売買Q&A

- Q1.** 農地賃貸借の契約期間満了後、農地の耕作権はどうなるのですか?
農地法の第3条の許可を得て貸借権(使用貸借権を除く)を設定した場合契約期限が到来しても両者の解約の合意がない限り解除されません。農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借契約の場合、期間満了時に貸借は終了します。
- Q2.** 借りている農地の所有者が代わっても耕作が続けられますか?
貸借が賃貸借であれば賃借権を主張できることになり引き続き耕作できます。ただし、貸借が無償の使用貸借の場合は、新しい所有者に対して耕作する権利は主張できなくなります。
- Q3.** 農地を無償で貸していますが、返してもらう場合農地法の許可が必要ですか?
使用貸借により農地を貸借している場合、許可は不要です。賃貸借の場合に限り解約等の制限があります。使用貸借の期間を定めている場合は期間満了とともに、期間を定めていない場合は使用貸借の目的を達したとき返還してもらえます。
- Q4.** 農地を耕作するためには貸借・売買(賃借権の設定・所有権の移転等)するには、どんな手続きが必要ですか?
農地法3条の許可が必要です。詳しくは農業委員会事務局に問い合わせください。農業経営基盤強化促進法の農地利用計画による場合は農地法3条の許可は不要です。
- Q5.** 事務手数料はかかるのですか?
農地法3条はかかりません。農業経営基盤強化促進法の農地円滑化事業の場合1戸当たり年間1575円(内税)がかかります。
- Q6.** 農地を買う場合、一定面積以上にならないと許可されないと聞きましたが、どうしてですか?
これは下限面積制限と言われているもので、農業経営に意欲のある人に優先利用させ、農業経営の規模拡大と農用地の効率的利用を図るために設けられているもので、地域によって下限面積が異なります。詳しくは農業委員会事務局に問い合わせください。

今感じて・思い・実行へ

なぜこんなに農地の荒廃化が進んだのか。高齢化、農業は大変だ、苦勞の割にお金にならない、後継者がいない、作っても野生鳥獣の被害にあつてしまい、耕作意欲がなくなつてしまつ、などいろいろな事情があつてのことと思ひます。

私たちの子どもの頃は、今の生活からは想像もつかないような時代でしたから、親から言われ当たり前に農作業の手伝いをしていましたし、山や田畑で遊んだものでした。もちろん荒れて耕作しない農地はほとんどなかつたと思ひます。



今では、真っ黒になつて野山で遊ぶ子どもの姿がほとんど見られなくなつたり、小さい頃遊んでいた野山が荒れ果てた状態を見ると何か寂しさを感じます。小さい頃遊んだ思い出があるから、地元を



離れた時に思い出したり、帰りたくなつたり、地元を懐かしく愛おしくなるのだからと思ひます。地域の子

もたちに、自分の育つた地元の景色は荒れ果てた荒廃農地ばかりで、作つてもシカやイノシシに食べられちゃつた、なんていう思い出はできるだけ残したくはありません。何とかできないだろうか。農業委員になつて今までとは違つた角度から農業、農地と向かい合うようになり、地域の荒廃農地対策担当者にもなりましたので、任期中に少しでも何とかしたい、そんな思いを強く持つようになりまし

た。現状では、農業を続けるためには獣害対策は大変重要な問題です。武石地域でも他の地域同様、地域ぐるみで平成十九年度から緩衝帯を整備したり、電気柵や防護柵を設置しています。私の地区でも平成二十一年度に緩衝帯整備から始めました。地域総出で作業を行

い、約二五ヘクタールを整備し見違えるようきれいになりました。山裾がきれいになると、荒廃農地も何とかしたいという気持ちが強くなり、出来そうな所でソバを作つてみようと思ひ立ちました。

自宅からほど近い場所の荒廃地の田畑四筆、面積四十二アールを再生しようと、土地所有者に連絡を取り理解を得ました。再生に取組む農地は二十年ほど管理してないためアカシヤなどの木も生い茂り、重機を入れなかつたにもならない状況でした。近所の仲間にも趣旨を説明し協力を得ることができました。

再生作業には重機の借り上げ等どうしてもお金がかかつてしまつ事から、武石の事務局に相談し、国の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金事業を活用できることになりま

した。更に、株甲信クボタ様にも趣旨に御賛同いただき、作業協力、獣害対策



など御支援いただけることになりました。

重機二台とチェーンソーを使用し木の伐採、抜根から始め、幾日もかかつてようやく耕起出来る状態になり、ソバの播種までの準備が出来ました。

七月二十日にソバの播種作業を行い、同時にシカやイノシシに食べられないように電気柵と防護柵も設置し、井吹きを待ちました。

数日後見事に芽吹き、あの荒廃地だったのが・・・と嬉しさが込み上げてきました。ソバの生育は予想以上で、背丈が伸びたため倒伏が目立ちましたが、無事十月七日に刈り取りを行うことができました。収量は標準より若干少なめではありましたが夢のようです。

武石は標高も高く寒暖の差が大きいことから良質のソバが栽培でき、ソバを栽培しているお宅も非常に多く、ほとんどのお宅が栽培したソバは自分で打つて食べています。

今後、荒廃農地解消とソバを活用した地域活性化につなげるための組織や、玄ソバとしてだけでなく付加価値を付けた加工品の検討なども地域ぐるみでできればいいと思ひます。またその働きかけを農業委員としての立場からも積極的にやりたいと思ひます。

農業委員 池内 文男

家族経営協定について

「家族経営協定」という言葉を聞いたことがありますか？

家族経営協定とは意欲とやりがいを持って農業経営や暮らしの実現を目指す、経営方針や一人ひとりの役割分担、働く場としての環境づくり等について、家族みんなで話し合い、合意できたことを文書の形で取り決めるものです。農業をしている方々でも、結べるものです。

【締結状況】

長野県では、平成八年頃から締結が進み、現在県全体で約二千四百組、上小地域で約二百三十組（平成二十二年三月末現在）が家族経営協定を締結しています。締結内容については農業の方針決定、役割分担、労働時間・休日、労働報酬、生活面の役割分担、などの順に締結内容が多く、延命治療についての意思表示や、年一回は人間ドックを受診しよう等の健康管理等の約束も多いようです。

【家族経営協定の結び方】

家族経営協定を結ぶときは、形式にこだわらず家族みんなで話し合いながら、我が家にぴったりと合った内容で結ぶことが大切です。

①まず家族全員で話し合います。我が家の経営の現状や課題を整理したり、数年先にはどんな経営や暮らしをしていきたいのかなど自由に話し合います。

す。

②次に対策を考えます。話し合いを踏まえ我が家の経営課題の解決方法や、経営方針、生活目標を実現するための具体的な対策について、どんなことが必要か話し合います。

③協定を結びます。話し合った内容を紙に書いてみます。この際、農業委員や農業改良センターなどに御相談いただくのも良いでしょう。また協定を締結するときは農業委員会や農業改良普及センターなどの立会いの基に調印式をすると、お互いの意識も高まり確かなものとなります。

④協定を実行し内容を見直します。結んだ内容が実行されているか見直し、必要があれば新たな項目や内容を追加しましょう。できれば毎年正月には家族みんなで話し合うなど決めておくとうれしいです。

【家族経営協定の効果】

家族の話し合いを持つことで、家族一人ひとりの役割を明確にし、農業や暮らしに対して意欲とやりがいをより強く持つことができます。

家族四人で協定を締結している御家族の方は、夫の病気をきっかけに就農した息子夫婦と協定を締結したそうです。五から十年後の自分たちがどんな暮らしをしたいのか二夫婦でそれぞれ考え、それを合わせたそうです。

そこから見えてきた経営、役割分担を話し合って協定を締結したことが現在の経営にとって、とても良かったとお話してくれました。また介護についても協定の内容に入れた方とか、後継者のいるお宅では役割分担し、息子も認定農業者の共同申請をしたことで更なる気が出てきたという方もいらっしゃいます。二人の労をねぎらい、年に〇回は夫婦二人で旅行をしようという方もいらっしゃいます。

これらは一例ですが、このように文書にすることで、「改めて家族の中で農業について話し合う機会が持てた。」「後継者のやる気が出た。」など、家族員の意欲につながるようです。

また、家族経営協定を締結し、経営に参画している農業者に対しては、各制度が措置されています。

【農業者年金】

家族経営協定を締結し、経営に参画している農業者に対しては、各制度が措置されています。

農業者年金については、青色申告などを行う認定農業者や認定就農者また、それらと家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者や後継者は、年齢や政策区分により下限保険料のうち数として四千円から一万円の助成が受けられます。詳しくは農業委員会までお問い合わせください。

【認定農業者制度】

認定農業者制度では、実質的に農業経営に参画している場合、共同申請が認められているので女性農業者や農業後継者も認定農業者となる可能性があります。共同経営者として追加する場合は申請者氏名を追加記載するよう市町村に農業経営改善計画の変更申請を行うことが必要です。

【家族協定を活かすには】

まだ締結していない方は農業委員会や農業改良普及センターまでお問い合わせください。また締結したままの方も更に協定が活かされるよう、見直しを進めましょう。また認定農業者で協定を締結していない方は、農業経営改善計画の実行結果を検討し、更新時には家族経営協定の締結を合わせて行うと効果的です。

上小農業改良普及センター

担い手経営係 美谷島 由美

家族経営協定書 (夫婦2者による場合の例)

(目的) この協定書は、甲(夫) 及び乙(妻) が、相互に責任ある経営への参画を通じて、近代的な農業経営を確立するとともに、健康で明るい家庭の建設を目的とする(経営計画の策定)

第2条 甲及び乙は協議の上、今後の資金計画、作付計画、施設の導入、就業条件の改善等と内容とする長期農業計画改善計画及び具体的事項と内容とする年度別経営計画を作成する(経営の役割分担)

第3条 前条の経営計画に基づく具体的な行動のうち〇〇に係るものについては、甲が、〇〇に係るものについては乙が主体となり行うものとする。

(附則) ①この協定書は平成 年 月 日より実施する。
②この協定書は、3通作成し、甲、乙、及び立会人が各1通を保有する。

平成 年 月 日
住所：
甲(夫) 印
乙(妻) 印
立会人

新規就農者育成に向けて 新規就農里親研修事業の 仕組みについて

近年、新規参入による就農希望者が増加しています。県で開催している就農相談会へは毎年多くの方が訪れ、農業改良普及センターへの相談も数多くあります。関東近辺の方の相談が多い状況ですが、長野への移住を考え、真剣に農業に取り組みたいという方の熱意を感じます。農業の担い手を確保していくことが喫急の課題となっている中、農家の子弟ばかりでなく、農業基盤のない方も農業を始められるようにする手だてを考えていく必要を感じます。

長野県では、「新規就農里親制度」により里親として登録された指導農家のもとで、一定期間研修を行い、独立就農をしていくための里親研修事業の制度があります。

農業を始めるための実践的な技術の習得や、就農のための農地・住宅の確保まで、研修生が独立就農できるように面倒を見てやるのが、里親農家の役割です。

平成十五年度よりこの制度が始まり、上小管内では、現在までに二十名が研修をし、十九名が就農をしました。研修期間は、一から二年間で、現在(平成二十二年十月一日現在)は、八名の方が研修中です。

里親としては、管内では、二十一名の方が登録しています。前述のように、実践研修を指導し、独立就農に向けての支援を行ってくれる方、また、就農後も地域に溶け込めるように世話をしたり、相談にのって頂ける方に進んで登録して頂きたいと思います。

登録にあたっては、県への申請が必要となります。希望の方は、(農業委員会事務局)農業改良普及センターへお問い合わせください。

里親研修事業を始めるにあたっては、就農希望者と面談をし、お互い気持ちを通じ合わないときません。普及センターや農業関係機関が仲介をし、マッチングを行います。成立した後、研修事業を開始することになります。

研修期間中に、就農場所・農地や住居を確定し、スムーズに就農できるようにします。

里親だけでなく、市町村やJA、農業支援センター、農業委員会にも協力して、研修生が独立就農できるように支援する必要があります。

農業をリタイヤする方の農地やハウスを受け継いだり、遊休農地の整備により生まれた農地を利用するなど、新規参入者が独立就農できる方策を考え、関係機関が協力して担い手育成をしていくことが必要と思います。

農業改良普及センター担い手・
経営係 担当係長 丸山 直子

「地域で食農教育を！」

「摘果した」リンゴの赤ちゃんを切ると、リンゴと同じなんだね」「トマトって苗の時からトマトの匂いがするんだね」「ちやぐりん(倶楽部で収穫した)リンゴをおいしいちゃん、おばあちゃんに配ったら、食べるのがもったいないと言ってくれたのでうれしかったよ」

これは、平成十九年より当JAが行う親子農業体験教室『ちやぐりん倶楽部』に参加した子どもたちの言葉です。いつも、子どもたちの発する言葉に「ハッ」とさせられ、身体全体で自然や農業を感じ取ってイキキとしている瞳を見るたび、私たちにとって当たり前となっている景色や農業が、子どもたちにはどれだけ新鮮なものか、改めて気付かされます。

荒地の拡大や後継者不足が問題となってきたところですが、この地域は自然や農地が豊富にあります。しかし、そこで遊ぶ子どもたちの姿を見る事は、意外と少ないものです。学校でも農業学習の時間はありますが、限られた時間しかありません。農業の持つ広く深い魅力、おもしろさや感動、そこに至るまでの創意工夫や助け合い、忍耐や苦労は、農産物という「恵み」だけでなく、人間として成長していく上でも大きな「恵み」を与えてくれるものです。

子どもたちに人間として成長し、気持ち育てられるこのような「恵み」を伝えられるのは、農業に携わっている人達において他にありません。

JAとしても、食農教育については、農業の発展はもちろん、心と体の豊かさをもたらす地域づくりのひとつとして、積極的に進めていこうと考えています。子どもと一緒に「農」から遠ざかっているその親御さんたちも一緒に参加することで、感動を共有し、家庭の中でより食や農についての関心を高めたいことを繋がると思います。

農業に携わっている方も、地域の中から声がかかったらぜひ一緒に応援してください。また、普段から子どもたちに「農」がより身近に感じられるよう、皆さんから目を向け、声をかけていくことが、あたたかい地域をつくることにもつながっていくと思います。この地域の中で、農に携わる皆さんで、もう一度農業の素晴らしさ、大切さを伝え、その大きな「恵み」で子どもたちはもとより、地域に住む人たちの心と体そして、心通い合う地域を育てていきたいと思います。

JA信州うえだ
健康福祉部くらしの相談課

中澤 富子



いずみの里直売所

上田から青木に向かう国道一四三号線沿いの泉田にあるAコープ西部店が今年三月末を以って閉店となりました。その建物の後利用として農産物直売所の計画が持ち上がり、従来別棟にあった泉田花卉直売所と、Aコープ店内の野菜直売所が合併。JAにも事務局として参画いただき検討を重ねてきました。その施設を借り受けて直売所向けに内部改装をし、

売場面積二六〇平方メートル。その一部にJA信州うえだ福祉相談センター展示場も設け、五月八日に「いずみの里」としてオープンいたしました。組合員一五〇名余(塩尻・城下・川辺・泉田・川西地区、塩田地区、青木)と、JA女



性部の百パーセント地元食材にこだわったおやき、苺ごはん、山菜おこわ、コロッケ、おにぎりや、加工業者二十数社の提供する弁当、パン、おやき、川魚の唐揚げ、シヤム、ジュース、その他いろいろ。また利用者からの要望でAコープ商品、農協牛乳、乾物等各種が並んでおります。花は常に泉田地区生産者を中心とした新鮮な品々がたくさんとり揃えてあります。毎月、最終日曜日には謝恩イベントを開催し九月は千円以上お買い上げの方に、レタス一個五十円で

提供いたしました。このいずみの里直売所は生産者が経営者であり、また消費者であることと、新鮮で安全安心な農産物を安く供給することをモットーに運営されているのです。毎日毎日、多彩な新鮮

野菜や花を揃えるということはいかに大変なことであるかは役員全員身をもって感じていきます。

直売所の

経営は役員全く初めてなので、毎日夕方には集まり情報を交換しながら検討を重ねております。

開店して五ヶ月が経過しました。この間会員の皆様や、役員の皆様の大変な御努力により順調な船出となりました。これからも愛される直売所になるように努力いたします。

直売所の存在と発展が地域を元気にして、農業の好きな老若男女の興味を誘い、地域の農業振興、ひいては遊休農地の解消の一助になればと願っているところです。

いずみの里直売所

運営委員長 福沢 正



お知らせ

清水一郎農業委員が平成二十二年十月二十二日で辞任されました。お疲れ様でした。

今後、旧上田・常磐城地区は坂下隆行委員(電話二二〇二六二)が、農地部会は矢島隆男委員が担当します。よろしくお願いします。

あとがき

過去百十三年で二番記録的な暑い夏を迎えた今年、我々農業者にとって厳しい年であった。

冬は暖冬で始まり、春りんごの花の咲く前から凍霜害、夏は九月中旬まで高温が続き、植物はグツツリ、集中豪雨による災害、例を見ない各地での雹害。秋は雨による収穫物の遅れ、品質の低下等散々な年となった。宮崎県では口蹄疫で大量の家畜の処分、切ない思いが残る。

来年は穏やかな年になります様に。

〔編集委員〕

代表 邑田 庄治

副代表 桜井 昭雄

委員 中村 節子・中曾根敬子

小林 軍治・前島 五男

依田紀久枝・鷹野 忠司

大平 将人